

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成30年11月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1800014号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800011号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和47年8月1日から昭和56年4月1日に訂正し、昭和47年8月から昭和48年9月までの標準報酬月額を1万2,000円、同年10月から昭和51年7月までの標準報酬月額を2万円、同年8月から昭和55年9月までの標準報酬月額を3万円、同年10月から昭和56年3月までの標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

昭和47年8月1日から昭和56年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年8月1日から昭和56年4月1日まで

私は、A社に、B職として昭和56年4月1日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和47年8月1日とされているので、請求期間を同社の厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る社会保険被保険者台帳及び退職承認伺により、請求者は、請求期間を含む昭和39年6月1日から昭和56年4月1日までの期間において、同社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者として取り扱われていたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は昭和47年8月1日となっているが、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、同日を資格喪失年月日とする記載は確認できない上、昭和47年10月から昭和50年10月までの標準報酬月額に係る定時決定が記録されていることが確認できる。

また、前述の被保険者原票には、当該原票の続紙を作成することを意味する「書換

え」の記載が確認できるが、日本年金機構の回答によると、前述の被保険者原票以外は不明とされており、社会保険事務所（当時）において、請求者に係る記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は請求者が昭和 56 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の社会保険被保険者台帳及び被保険者原票の記録から、昭和 47 年 8 月から昭和 48 年 9 月までの標準報酬月額を 1 万 2,000 円、同年 10 月から昭和 51 年 7 月までの標準報酬月額を 2 万円、同年 8 月から昭和 55 年 9 月までの標準報酬月額を 3 万円、同年 10 月から昭和 56 年 3 月までの標準報酬月額を 4 万 5,000 円とすることが必要である。